

庄内中高一貫校（仮称）部活動の設置方針

「庄内中高一貫校（仮称）部活動の基本方針」に基づき、設置する部活動を次の通りとする。

1 併設型高校における部活動

- (1) 部活動は、自主的、自発的な参加により行われる活動とする。
- (2) 両校に設置している部活動は、原則として、令和6年度以降も活動することを前提に募集を継続する。ただし、令和5年度末までに、それぞれの学校の廃部に係る規定に該当した部活動は、募集を停止することもある。
- (3) 令和6年度以降の新設・廃部等に係る規定は、別に定めるものとする。
- (4) 令和4・5年度の、全国高体連規約「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」の取扱いについては、両校の部員数、競技の特性、大会の運営状況等を踏まえ、部活動毎に検討する。

2 併設型中学校における部活動

- (1) 部活動は、自主的、自発的な参加により行われる活動とする。
- (2) 設置する部活動は、併設型高校にある種類（軟式と硬式は同類とする）を中心に、地域の中学校の設置状況等を踏まえて検討する。
- (3) 部活動数や内進生の早期入部等については、教職員数や中高の連携等を考慮して検討する。

3 その他

- (1) スポーツ庁、文化庁、文部科学省事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」等による各種実行状況等を踏まえ、部活動の設置に検討を加える。
- (2) 文化部活動については、高等教育機関等との連携を図りながら、理数教育やグローバル教育に重点を置いた教育課程を生かせる部活動の設置を検討する。
- (3) 令和6年度以降の各部活動の活動場所については、併設型中学校に設置する部活動等を踏まえて検討する。